

令和4年度第5回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月26日(金)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター3Bクラブ室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

9番	水島	寿徳	10番	野谷	茂
----	----	----	-----	----	---

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9 議案

第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

おはようございます。令和4年度第5回の総会を開催したいと思います。出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

議題に入る前に、先日常設審議会があったのですが、今年の農業委員会大会もコロナウイルスの感染状況を鑑みて中止すると報告がありました。今日から3か月間にわたり農地パトロールを行いますので、本日の総会は報告が1件、審議事項が1件となっております。件数も少ないですので、農地パトロールにスムーズに移れるようにご協力をお願いします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第5回総会の議事録署名委員につきましては、9番水島委員、10番野谷茂委員をお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いいたします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、中里二丁目の葛川橋交差点の北側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第12号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

中村委員、お願いします。

【委員】

8月18日に借受予定者立ち合いのもと、山西・川匂地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の大谷戸に位置する農用地区域の農地3筆で、面積の合計は1,445㎡です。

借受予定者は初めての利用権設定を行う法人ですが、法人の代表者が耕作する農地は適切に管理されており、営農計画などについても聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第12号について、補足説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく相対での新規の利用権設定となっております。

議案第12号関係資料をご覧ください。1ページに農用地利用集積計画書、3ページに営農計画書、4ページに地域の役割分担についての確約書、5ページに位置図、6ページに公図の写しを添付させていただいております。

利用目的は、水稲となっております。今回利用権を設定する農地は、現在借受予定者の法人代表者が個人名義で耕作しており、個人から法人への切り替えとなっております。

法人の代表者が町内で耕作する農地については、農地パトロールでは適切に管理されていることが確認されており、今後の農地利用についても問題ないと思われます。

法人が農地の賃借をする際の要件としては、農用地利用集積計画の一般要件である農地すべてを効率的に耕作することのほか、賃借契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、1人以上の法人役員等が農業に常時従事することが農業経営基盤促進法で定められております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

解除条件付きとはどのような内容でしょうか。

【事務局】

議案関係資料の2ページをご覧ください。主な解除条件の内容としては、借り受けた農地が適正に利用されていない場合や地域の役割を果たしていない場合、執行役員等が農業に常時従事していないと認められる場合に地権者側から賃貸借契約が解除できるということとなっております。

【委員】

賃借人はNPO法人として町内で初めての利用権設定になるかと思いますが、農作業に関係する法人ということで、法人の目的等についてわかる限りで補足説明をお願いします。

【事務局】

当該法人の約款より、目的等を読み上げます。

この法人は、二宮町を中心とした地域住民に対して、二宮が本来持っている恵まれた環境を取り戻し、満喫できる状態を作り出すために、里山、沢、谷戸田、遊休農地を再生し、維持活用する事業を行う。出来上がった農地は子育ての場、若者の活躍と学びの場、老人に居場所の生きがいを与える場、異年齢、多様な人々の集いの場となる。暮らしの中に「農」を自然な形で取り入れることにより、二宮町の風土を生かした暮らしや文化を作り上げていくことに寄与することを目的とする。この法人は、その目的を達成するために、次の事業を行う。①里山、遊休農地再生事業②コミュニティ醸成、移住促進事業③自然環境教育事業④その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

法人の設立年月日は令和元年12月13日で、設立当初の役員数は理事長含め4名となっております。

【委員】

異なる年齢の方々が関わっており、様々な事業を実施している反面、法人の活動目的が不透明に感じるところもあるため、近くの畑を耕作している方は当該法人がどのような団体なのか疑問を覚えることもあると思います。そのため、今後この法人が借り入れる農地を増やしていくことについて、町内で理解を得ていくことができるか疑問があります。

【議長】

法人で利用権設定する以上、解除条件付きになるため、個人の賃借より厳しい条件となるため、そこを勘案してもよいと思います。

【事務局】

NPO法人の許認可は県が行うこととなりますが、農地法に関わることは二宮町の農業委員会が指導することとなります。同法人は定期的に町へ報告を行っており、農地法の遵守については指導を行う機会があります。

多くの方が携わる団体ではありますが、人・農地プランの話し合いの場で山西・川勾地区の方針として当該法人へある程度農地を集積していく方針となっておりますので、行政としては法律的な手続きをきちんと踏んでいれば、有意義な活動の場となるのではないかと考えています。

本案件は賃借期間が1年となっておりますが、地権者に中間管理機構を間にいれた賃貸借の希望があるということで、早ければ1年未満の内に本件は合意解約し、中間管理機構を間にいれた賃貸借へ移行する見込みです。中間管理機構が間に入れば、地権者からの意向については、今まで以上に借主である当該法人に伝え易くなると考えています。

また、いろいろな方が携わっているという話もありましたが、現在二宮町では一般町民

が農地を使用できるふれあい農園という事業を行っていますが、利用希望者が多くキャンセル待ちとなっております。二宮町としては、ふれあい農園を増やす予定がないため、一般町民が農地に触れ合う機会を提供する当該法人の活動についても、ある程度ニーズがあると考えております。

【委員】

解除条件付きとは別に農業委員会で利用条件等を付すことはできないのでしょうか。

【事務局】

農地法で認められていることを、農業委員会で制約をかけることについては慎重に判断する必要があります。

【議長】

年に1度は必ず農地パトロールで状況を確認することになるので、農業委員会としても利用状況は確認できるのではないのでしょうか。

【委員】

解除条件付きではありますが、多くの方が関わり、様々な活動を行っている団体であるため、法人の動向については注視していく必要があると思います。

【議長】

法人として設立した以上、ある程度の責任を持って活動していくと思います。

【委員】

決して悪い活動を行う団体ではありませんが、法人である以上、様々な方が携わっており、中には思いや理想が先行してしまう方もいるかもしれませんので、法人関係者の行動についても、農地法の遵守は徹底していただく必要があります。

【委員】

自分も近くで農地を耕作していますが、当該法人は周囲の方々とのコミュニケーションが不足していると思いますので、そのあたりも改善していただけるとよいと思います。

【議長】

改善すべきことや指導事項については、当該法人に伝えることが大切です。

【事務局】

定期的に当該法人と面談する機会がありますので、指導する機会はあると考えています。

【議長】

それではこれよりお諮りします。議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手多数でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時20分閉会